(ニ)　前記(イ)の資格及び(ロ)の施工経験を有する専任指導者を配置する場合は、配置予定の主任（監理）技術者は下記(a)又は(b)の施工経験を有すること。(経常ＪＶの技術者としての経験は、所属する構成員の出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。なお、経常ＪＶにあっては、構成員のうち１社の主任技術者又は監理技術者が下記(a)又は(b)に掲げる施工経験の要件を満たしていればよい。

(a)　前記(ロ)の要件を満たす者。

(b)　平成25年度以降に、国土交通省の北陸を含む８地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）所掌の工事の主任（監理）技術者もしくは現場代理人としての施工経験があること。ただし、契約工期（土曜日、日曜日、その他休日を含む）の１／２以上に従事していること。また、当該施工経験の工事の評定点合計が65点未満のものを除く。

８）申請書及び資料の提出期限日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

９）上記１(2)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

10）入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

11）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(2)　二次審査　発注者から上記(1)に掲げる競争参加資格があると認められて選抜された者で、下記５(3)２）の期間内に技術提案書及びその施工計画を提出した者のうち、発注者から技術提案が適正であると認められた者であること。

３　総合評価に関する事項

(1)　本工事の総合評価に関する評価項目は以下のとおりである。

１）施工体制

(a)　品質確保の実効性

(b)　施工体制確保の確実性

２）技術提案

(a)　トンネル掘削の確実な施工の工夫について

(b)　覆工の品質確保の工夫について

(c)　インバートの確実な施工の工夫について

(d)　配置予定技術者のヒアリング

・技術提案の理解度

・施工上配慮すべき事項の適切性

(2)　総合評価の方法

１）標準点　本工事について、入札説明書等に記載された要求要件を実現できるとされた場合には、標準点100点を与える。

２）施工体制評価点及び加算点　上記(1)に示す各項目を評価し、施工体制評価点及び加算点を与える。

３）評価値　価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者について、上記１）及び２）により得られる標準点、施工体制評価点及び加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

標準点＋施工体制評価点＋加算点＝100点＋施工体制評価点＋加算点

評価値＝（標準点＋施工体制評価点＋加算点）／入札価格

(3)　施工体制確認のためのヒアリングの実施　入札書等（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。

(4)　落札者の決定方法

１）入札参加者は、次の(ア)から(ウ)のすべての要件に該当する者のうち、上記(2)によって算出された数値（以下、「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

(ア)　入札価格が、予定価格の制限の範囲内であること。

(イ)　提案及び提案値が最低限の要求要件（標準案）を満たしていること。

(ウ)　評価値が、標準点（100点）を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

２）１）において、評価値が最も高い者が２人以上いるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　実施上の留意事項

(1)　実際の施工に際しては、適正とされ、技術提案採否結果通知書に通知された技術提案に基づく施工計画により施工し、入札時に記載した「技術提案」以上の施工を行ものとする。

受注者の責めにより、入札時に記載した「技術提案」以上の施工が行われない場合は、以下の取扱いを行う。

１）工事成績評定点の減点措置

２）違約金の徴収

(2)　施工条件の変更、災害等、受注者の責めに帰さない事由により「技術提案」に影響を及ぼす場合の取扱いは、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

(3)　技術資料についてヒアリングを実施する。その場合の日時・場所等必要事項は別途通知する。

(4)　二次審査における技術提案に基づく施工計画の採否については、平成31年１月28日までに電子入札システムにて通知する。その際、技術提案が適正とされなかった場合はその理由を付して通知する。

５　入札手続等

(1)　担当部局

〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　北陸地方整備局総務部契約課契約係　電話025―280―8880（代表）内線　2527

(2)　入札説明書等の交付期間　入札説明書等（文書類、数量総括表、図面、申請様式等）は、電子入札システムからダウンロードすることにより交付する。運用及び操作の詳細については下記１）のアドレスを参照のこと（マニュアルのリンク先がある）。

なお、書面による交付を希望する場合は、下記２）に電話又は電送により申し込むこと。

ただし、電送による場合は着信確認を行うこと。

１）アドレス：http://www.e-bisc.go.jp/

２）交付場所：北陸地方整備局総務部契約課契約係　〒950―8801 新潟県新潟市中央区美咲町１丁目１番１号新潟美咲合同庁舎１号館　ＴＥＬ025－280－8880　ＦＡＸ025―280―8823

３）交付期間：平成30年10月16日から平成31年２月18日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで。

４）書面による交付方法：上記３）の期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びＣＤ等を同封し、上記２）へ郵送又は託送すること。ＣＤ等に複製したものを折り返し託送する。(窓口交付は行わない)

(3)　申請書及び資料の作成及び提出方法　申請書及び資料は、入札説明書に示す様式及び留意事項に基づき作成し、電子入札システムで提出すること。

ただし、資料の提出にあたっては、資料の容量が３ＭＢを超える場合、及び発注者の承諾を得て紙入札方式とする場合は原則として次の受付期間内に必着で、上記(1)の担当部局に１部郵送（書留郵便等）又は託送（書留郵便と同等のもの）するものとする（電子入札運用基準参照）。

１）一次審査の申請書及び資料の提出

ア）電子入札システムによる受付期間：平成30年10月17日から平成30年10月26日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで、及び平成30年10月29日９時00分から12時00分まで。

イ）郵送又は託送による受付期間：平成30年10月17日から平成30年10月26日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、９時00分から17時00分まで、及び平成30年10月29日９時00分から12時00分まで。